

○ 柏市行政連絡業務規則

平成 8 年 4 月 1 日

規則第 38 号

(目的)

第 1 条 この規則は、本市の行政連絡業務に関し必要な事項を定め、市政の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「町会」とは、地域住民の意思の疎通の緊密化と福祉の向上を図るため、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、自主的に結成された住民組織をいう。

(業務の委託)

第 3 条 市長は、次に掲げる行政連絡業務を町会に対し、委託するものとする。

- (1) 行政連絡資料の配布、回覧及び掲示
- (2) 各種委員の推薦
- (3) 防火及び防犯の推進
- (4) 防災組織の設立及び運営
- (5) ごみ集積所の設置管理及び資源回収
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(業務の受諾)

第 3 条の 2 町会の代表者（以下「町会長」という。）は、前条に規定する業務を受諾しようとするときは、業務受諾書を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第 4 条 市長は、第 3 条に規定する行政連絡業務を行う町会に対し、交付金を交付するものとする。

(交付金の額の算定)

第 5 条 交付金は、毎年 4 月 1 日における町会が行政連絡資料を配布することが可能な世帯数（以下「町会世帯数」という。）をもって算定する。ただし、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）の途中で結成された町会について

は、当該結成時の町会世帯数をもって翌月からの月数により月割で算定し、年度の途中で解散した町会については解散までの月数により月割で算定するものとする。

- 2 市長は、年度の途中で解散する町会について解散する月後に係る月に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 3 交付金の額は、年額とし、次に掲げる均等割及び世帯割の合計額とするものとする。

(1) 均等割 次のいずれかの額

ア 町会世帯数が400世帯までの町会 17,500円

イ 町会世帯数が400世帯を超える町会 アに400世帯ごとに17,500円を加算した額

(2) 世帯割 町会世帯数に330円を乗じて得た額

(世帯数の報告等)

第6条 町会長は、毎年4月1日（年度の途中で結成された町会にあっては当該結成時）における町会世帯数等を記載した世帯数等報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 町会長は、世帯数等報告書の内容に変更が生じた場合は、その旨を遅延なく市長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第37号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。